

船橋市医師による結核接触者健康診断・精密検査事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第17条及び第53条の13の規定に基づき、結核接触者健康診断及び精密検査の実施及びこれら事業を実施する医師の委嘱にあたり、必要な事項を定めることにより感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(事業の実施方法)

第2条 原則として毎月2回とし、保健所において行う。

(対象者)

第3条 接触者健康診断は法第17条第1項の規定に基づき勧告した、原則市内に居住している者を対象とする。また、精密検査は結核登録票に登録されている結核患者及び結核回復者のうち、公衆衛生上、結核の予防又は医療上必要があると保健所長が認めた者を対象とする。

(医師の設置)

第4条 事業を実施するため、健康診断担当の医師(以下「医師」という。)を置く。

(医師の職務)

第5条 医師は、結核接触者健康診断・精密検査において、胸部エックス線写真の読影、ツベルクリン反応検査、診察、事後指導等を行うものとする。

(委嘱)

第6条 医師は船橋市医師会より推薦のあった医師に委嘱するものとする。

2 医師の数は、原則2名とする。

3 任期は、原則1年とする。ただし、補欠の医師の任期は、前任者の残任期間とする。

4 医師は、再任されることができる。

(報償)

第7条 報償は、1日の従事につき27,650円とする。

(公務上の災害補償)

第8条 医師が公務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償する。

(結果の記録)

第9条 事業に従事した医師及び職員は、結果を所定の用紙に記録しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。